

戸籍等交付請求書



三沢市長 殿

申請日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

①どなたについての証明ですか？(本籍が三沢市でない方は請求できません。本籍地でのみ請求できます。)

本籍	三沢市	桜町1丁目1番1	
(ふりがな)	ミサワ	ジロウ	(ふりがな) □左に同じ
氏名	三沢	二郎	筆頭者氏名 三沢 太郎
生年月日	大・昭・平・令	55年	5月 5日

未婚なら父か母、既婚なら本人か配偶者が筆頭者です。
筆頭者は死亡しても変わりません。

②必要なものは何ですか？

戸籍	<input checked="" type="checkbox"/> 全部事項証明書(謄本)	1部	戸籍の附票	<input type="checkbox"/> 全部証明書(全員の写し)	部
	<input type="checkbox"/> 個人事項証明書(抄本)	部		<input type="checkbox"/> 個人証明書(一人の写し)	部
	<input type="checkbox"/> 一部事項証明書	部	改製原附票・除附票	<input type="checkbox"/> 謄本(全員の写し)	部
改製原戸籍	<input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄本	部		<input type="checkbox"/> 抄本(一人の写し)	部
	<input type="checkbox"/> 改製原戸籍抄本	部	★附票で証明したい住所がある場合はお書きください。		
除籍	<input type="checkbox"/> 全部事項証明書(除籍謄本)	部	□身分証明書		
	<input type="checkbox"/> 個人事項証明書(除籍抄本)	部			
	<input type="checkbox"/> 一部事項証明書	部			
相続書類	①の方について、出生から死亡までの戸籍で三沢市にあるものを一式揃えます。 ※相続人の戸籍や、附票は含みません。		※本人以外の代理人請求の場合は委任状が必要です。(未成年の場合、親権者も請求できます)		
		各部	※三沢市では、平成16年10月4日に戸籍及び戸籍の附票を電算化しましたので、電算化以前の記録が必要な場合は、改製原戸籍・改製原附票をご請求ください。 ※除籍後5年経過した附票は交付できません。必要に応じて廃棄済証明書を発行しますので、お申し出ください。		

③窓口に来た方は、どなたですか？

窓口に来られた方の署名が必要です。署名がない場合は記名押印が必要です。併せて窓口に来られた方の本人確認書類が必要です。

住所	三沢市桜町1丁目1番38号	コーポ三沢A
署名	三沢 二郎	電話 0176 - 53 - 5111
筆頭者との関係	○で囲んでください。 <input checked="" type="radio"/> 本人 ・ 夫 ・ 妻 ・ 子 ・ 孫 ・ 父母 ・ 祖父母 →以下の記載は不要です。 その他() →以下も記入してください。	

③でその他に該当した方のみ、使いみちを書いてください。

<input type="checkbox"/> 本人に頼まれた ※委任状が必要です	窓口に来られた方のご本人確認をさせていただきます。 運転免許証・個人番号カード・健康保険証などをご提示ください。 また記入方法など不明な点がございましたら、窓口の係員にお尋ねください。
<input type="checkbox"/> () の手続きで、	
<input type="checkbox"/> 職務上請求 事業所名	
※債権保全に関する請求には契約書、登記簿謄本等の関係書類が必要です。 事業所所在地 使いみち(具体的に書い	

※プライバシーの侵害等につながるような請求には

※偽りその他不正の手段によって交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。

免・旅・保・年・介・個・住・聴・職

() 円